

平成28年第1回美馬市議会臨時会議事日程

平成28年5月16日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 市長の退職の期日に関する同意について
- 日程第 4 議案第42号 美馬市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第43号 美馬市教育委員会委員の任命について
議案第44号 美馬市公平委員会委員の選任について
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(美馬市税条例等の一部改正について)
承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(美馬市国民健康保険税条例の一部改正について)
承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度美馬市一般会計補正予算(第10号))
承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度美馬市国民健康保険特別会計補正予算(第6号))
承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度美馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))
承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度美馬市介護保険特別会計補正予算(第5号))
承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度美馬市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号))
承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度美馬市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号))
承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
(平成27年度美馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第3

号))

承認第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 7 年度美馬市小水力発電事業特別会計補正予算 (第
1 号))

日程第 6 発議第 1 号 美馬市議会委員会条例の一部改正について

追加日程第 1 議長辞職の件について

追加日程第 2 議長選挙について

追加日程第 3 副議長辞職の件について

追加日程第 4 副議長選挙について

追加日程第 5 議案第 4 5 号 美馬市監査委員の選任について

平成28年第1回美馬市議会臨時会会議録

◎ 招集年月日 平成28年5月16日

◎ 招集場所 美馬市議会議場

◎ 開 会 午前10時00分

◎ 出席議員

1番	藤野 克彦	2番	浪越 憲一	3番	都築 正文
4番	田中 義美	5番	中川 重文	6番	林 茂
7番	武田 喜善	8番	郷司千亜紀	10番	井川 英秋
11番	西村 昌義	12番	国見 一	13番	久保田哲生
14番	片岡 栄一	15番	原 政義	16番	川西 仁
17番	三宅 共	18番	谷 明美	19番	前田 良平
20番	武田 保幸				

◎ 欠席議員

9番 藤原 英雄

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長職務代理者 副市長	栗栖 昭雄
事業推進監	堀 芳宏
政策監（企画総務部長）	加美 一成
地方創生推進総局長	上谷 敏也
保険福祉部長	平井 佳史
市民環境部長	佐藤 充生
経済建設部長	奥村 敏彦
水道部長	武田 光男
プロジェクト推進総局長	四宮 明
消防長	武田 浩二
保険福祉部理事	川口 種満
経済建設部理事	山田 一弘
プロジェクト推進総局理事	矢田 孝志
木屋平総合支所長	江口 文之
企画総務部秘書課長	住友 礼子
企画総務部企画政策課長	西野 佳久
会計管理者	井関 敏秀

代表監査委員	松家 忠秀
教育長	光山 利幸
副教育長	緒方 利春
理事（文化・スポーツ課長）	中川 貴志

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	岡 建樹
議会事務局次長	南 佳幸
議会事務局主幹	篠原 純子

◎ 議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

◎ 会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

4番	田中 義美 議員
5番	中川 重文 議員
6番	林 茂 議員

開会 午前10時00分

◎副議長（西村昌義議員）

まず初めに、去る5日に牧田市長を当事者とした事故の発生により、2名の尊い命が失われました。

また、九州地方では、熊本地震の災害により、甚大な被害を受けられた多くの方々が亡くなられております。

美馬市議会といたしましても、それぞれ犠牲になられた方々とそのご遺族に対し、心より哀悼の意を表わすとともに、ご冥福を祈り、1分間の黙祷をささげたいと存じます。皆様、ご起立の程、お願いを申し上げます。傍聴の方々もよろしくお願いを申し上げます。黙祷。

(黙祷)

◎副議長（西村昌義議員）

お直りください。お座りください。

ご協力、誠にありがとうございました。

本日は、藤原議長の欠席の届が出されております。議長が欠席をされましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長を務めさせていただきますので、ご協力の程、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第1回美馬市議会臨時会を開会いたします。

なお、栗栖市長職務代理者のご挨拶につきましては、提案理由の説明の際に併せてお願いをすることにしております。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。諸般の報告として、主なものについてを報告いたします。

美馬認定こども園落成式が同こども園で行われ、議員各位とともに出席をいたしました。

次に、4月8日に、第152回徳島県市議会議長会定期総会が小松島市で開催され、出席をいたしました。

次に、4月26日、第78回四国市議会議長会定期総会が松山市で開催され、出席をいたしました。

次に、監査委員から、平成28年2月・3月の例月出納検査についての報告が提出をされております。

なお、ただいま報告をいたしましたそれぞれ関係書類につきましては、事務局に保管をしておりますので、必要に応じてごらんいただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にご配付の日程表のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番 田中義美君、5番 中川重文君、6番 林茂君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長（西村昌義議員）

異議なしと認め、よって本臨時会の会期を本日1日とすることに決定をいたしました。

次に、日程第3、市長の退職の期日に関する同意についてを議題といたします。

平成28年5月10日付で、牧田市長から退職申出書が提出をされ、5月11日、選挙管理委員会委員長に送付をいたしました。

事務局長に退職申出書の朗読をさせます。

岡事務局長。

◎議会事務局長（岡 建樹君）

「退職申出書。このたび、一身上の都合により、平成28年5月16日に退職したいので、申し出ます。平成28年5月10日。美馬市長 牧田久。美馬市議会議長 藤原英雄様」。

以上でございます。

◎副議長（西村昌義議員）

ここで、市長職務代理者から、発言の許可を求められておりますので、これを許可いたします。

◎市長職務代理者 副市長（栗栖昭雄君）

議長。

◎副議長（西村昌義議員）

栗栖市長職務代理者。

[市長職務代理者 副市長 栗栖昭雄君 登壇]

◎市長職務代理者 副市長（栗栖昭雄君）

おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、このたびの退職申出書とともに、先日、牧田市長から預かってまいりましたコメントを朗読させていただきたいと存じます。

「このたび、私が当事者となりまして、重大な交通事故を引き起こし、お二人の尊い生命が失われ、なおかつお二人が重篤な状態となっておられます。今は、ただ、お亡くなりになりましたお二人のご冥福と、治療中のお二人の一日も早いご回復をお祈りするばかりでございます。市長という職にある私が、このような重大な交通事故を起こし、尊い人命を奪う結果となりましたことは、誠に申し訳なく、ご遺族やご家族の皆様に深くおわびを申し上げます。また、市民の皆様はもとより、関係機関にもご迷惑をおかけいたしましたことにつきましても、心からおわび申し上げます。なお、私が市長としての職を続けることは、今後の市政運営にはかり知れない多大な影響があるものと推察されますことから、私自身、本年5月16日をもちまして退職をしたい旨、美馬市議会議長に申し出ました。今後の市政運営につきましては、後任に託したいと存じますので、市民の皆様のご理解を賜りますよう、お願い申し上げます」。

牧田市長から預かりましたコメントは以上のとおりでございます。

◎副議長（西村昌義議員）

それでは、日程第3、市長の退職の期日に関する同意について、お諮りをいたします。
地方自治法第145条の規定により、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（西村昌義議員）

異議なしと認め、本件は同意することに決しました。

次に、日程第4、議案第42号、美馬市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてから、議案第44号、美馬市公平委員会委員の選任についての3件についてを、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

◎市長職務代理者 副市長（栗栖昭雄君）

議長。

◎副議長（西村昌義議員）

栗栖市長職務代理者。

〔市長職務代理者 副市長 栗栖昭雄君 登壇〕

◎市長職務代理者 副市長（栗栖昭雄君）

改めまして、おはようございます。

本日は、平成28年第1回美馬市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいま、議会のご同意を賜りましたことから、牧田市長が本日をもって退職することとなりました。

このたびの交通事故は、公務外において、牧田市長が当事者となりまして起きてしまったものではございますが、私からも、お亡くなりになられました方々のご冥福とおけがをされた方々の早期の回復をお祈り申し上げます。

なお、市政の推進の停滞を最小限にとどめるため、次の市長が誕生するまでの間は、私が市長の職務を代理し、職員とともに一丸となって、市政の運営に当たってまいりたいと存じますので、議員各位及び市民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、本日の議会には、藤原議長さんが欠席ということでございますが、体調を崩されていると伺っております。療養に専念されまして、一日も早く回復されますことをお祈り申し上げます。

さて、ただいま、上程をいただきました議案第42号から議案第44号までの3議案の提案理由をご説明させていただく前に、先月中旬に発生をし、甚大な被害をもたらした熊本地震により、犠牲になられました皆様方のご冥福と、一日も早く被災地が復旧することを心からお祈り申し上げます。

熊本地震は、いわゆる直下型と言われます地震でありまして、現在のところ、このタイプの地震を直前に予知することは、ほぼ不可能でございます。また、事前に地震発生の情報

報提供を受けることで、避難するまでに時間的余裕が持てる緊急地震速報につきましても、難しいというふうに言われております。

日本列島には、2,000を超えます活断層がございますことから、熊本地震のような直下型地震は、いつどこで発生するかわからないということでございまして、私たちの生活が地震の恐怖と隣り合わせであることを改めて認識させられるものとなりました。

本市といたしましては、発生が予測されます南海トラフ地震はもとより、熊本地震のような直下型地震への備えとして、防災・減災対策の再点検を行いますとともに、更なる危機管理体制の確立に努めてまいらなければならない、このように考えておるところでございます。

熊本地震によります被災地に対します人的支援といたしましては、地震発生直後の先月4月16日から21日までの6日間は、緊急消防援助のため編成されました徳島県統合機動部隊の隊員といたしまして、本市の消防職員4人を熊本県の南阿蘇村に派遣いたしました。

また、被災地から派遣依頼がございましたことから、主に避難所の運営の業務に当てますため、事務職員2人を熊本県の益城町に今月22日から26日までの5日間、派遣する予定でございます。

今後とも、徳島県などの関係機関と一体となりまして、市民の皆様にも、義援金などのご協力を賜りながら、可能な限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、このたびは、重複して受け取っておりました出張旅費の件につきまして、議員各位を始め、市民の皆様には、ご心配やご迷惑をおかけしましたことを心からおわび申し上げます。

その内容は、牧田市長が平成17年に美馬市長に就任をして以来、過去に出張した際に、本市から支給されました旅費の中で、平成18年度から平成26年度までの間におきまして、本来受け取るべきではなかった出張に係るものがございましたので、先月4月1日に268万2,124円を本市に返納したということでございます。

本来受け取るべきでなかった旅費と申しますのは、全国簡易水道協議会、公益社団法人全国国土調査協会などの各協議会の用務で出張しました際のものでございます。

各協議会の用務で出張した際には、各協議会からそれぞれ旅費が支給されているのですが、これに加えまして、本市からも支給をされます出張旅費を重複して受けていたというものでございます。

牧田市長が重複して旅費を受け取っていたことに気付きましたのは、全国簡易水道協議会の会長に就任した後の平成26年7月ごろでございまして、それ以後は重複して旅費の支給を受け取ることがないようにいたしてまいりました。

その後、牧田市長は、いろいろと公金にまつわる不適切な取り扱いが取り沙汰されていますことから、是正の必要性を感じましたので、昨年10月に職員に過去にさかのぼって調査をするように指示をいたしました。

この調査によりまして、重複して受け取っていた全期間の出張旅費につきまして、確認ができましたので、牧田市長は自主的に返納をすることといたしまして、先月4月1日に

その手続をとったものでございます。

しかしながら、平成26年7月ごろの時点におきまして、過去にさかのぼって調査をし、重複して受け取っていた旅費を返納するというふうな対応をすることに思い至らなかったことにつきましては、牧田市長は深く反省をしていたところであります。

なお、重複して受け取っていた旅費につきましては、秘書担当課におきまして、交際費に相当する経費として、本来の交際費の支出を抑制するためにこれを使用していたようでございます。

その支出の内容といたしましては、例えば本市と友好都市の協定を締結するために、中国の大理市長ほか大理市の訪問団が本市においでいただいたので、これらの方々を迎え入れた際の経費、徳島県人会近畿連合会などの県外で開催されます総会などの会合に、本市をPRするために地酒などの物品を提供しておりまして、これに係る経費。デ・レイケ堰堤とオランダの国際交流員の任用といったことから、オランダ総領事が本市を訪問した際のおみやげ代などの経費といったようなものの支払いに充てていたものでございまして、私的に流用をしていたという事実は一切ないという報告を受けております。

今後とも、法令を遵守しまして、適正に職務を執行してまいる所存でございますので、議員各位を始め、市民の皆様にはご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、本来受け取るべきでなかった旅費を全額本市に返納したからといって、もちろんこれで終わるという認識ではございません。牧田市長は、何よりも市民の皆様にご迷惑をおかけしたことに對する責任を強く感じておりまして、本来でございましたなら、自らに対しましても相当の処分を科すことにいたしておりましたが、本日をもって退職ということになりました。

ただ、今回の旅費の重複受給に係る事務処理に関しまして、その管理監督責任は、副市長でございます私にもございます。

そこで、私を含め、関係職員の処分についてでございますが、本来受け取るべきでなかった旅費の事務にかかわった元秘書担当課長につきましては、先月4月22日に開催した美馬市懲戒審査委員会の審査結果を受けまして、今月5月2日に訓告の処分をいたしました。

一方、私につきましては、給料を減額することといたしておりますが、これには関係条例を改正する必要がありますことから、本臨時会に所要の改正を行うことについて提案させていただいているところでございます。

それでは、上程をいただきました議案第42号から議案第44号までの3議案につきまして、順次、提案理由を説明させていただきます。

まず、議案第42号、美馬市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

この案件は、ただいま申し上げましたような理由から提出させていただいておりまして、その内容といたしましては、本年の6月から8月までの3カ月間、私の給料を10%減額するため、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第43号、美馬市教育委員会委員の任命についてでございます。

この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有することとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意をを求めるものでございます。

任命の同意をお願いする者は議案書のとおり、住所は美馬市脇町大字脇町8番地5、氏名は三好亘氏でございます、生年月日は昭和46年7月24日でございます。なお、任期につきましては、本年5月24日から平成32年5月23日までの4年間でございます。

三好氏につきましては、現職の立道美孝氏の任期が本年5月23日をもって満了することに伴いまして、新たに任命をいたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

三好氏は、温厚な人柄で、地域におきましては人望も厚く、5月5日までは脇町中学校PTAの会長の職に就いておられました。また、美馬市PTA連合会の理事として、現在活躍をされているところでございます。

こうしたことから、とりわけ本市の学校教育に対しまして、保護者の観点、保護者の視点から、貴重なご意見がいただけるものと存じます。

教育委員会委員として適任であると認められますので、同意をお願いするものでございます。

続きまして、議案第44号、美馬市公平委員会委員の選任についてでございます。この案件は、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任の同意をお願いする者は、議案書のとおり、住所は美馬市脇町大字脇町1712番地1、氏名は逢坂章人氏でございます、生年月日は昭和28年8月6日でございます。なお、任期は本年6月10日から平成32年6月9日までの4年間でございます。

逢坂氏につきましては、現職の竹田美智子委員の任期が6月9日をもって満了することに伴いまして、新たに選任をいたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

逢坂氏は、旧脇町職員、また合併後には美馬市職員として勤務をされまして、企画総務部次長、教育次長、保険福祉部長、政策監などの要職を歴任されておりまして、豊富な行政経験と温厚な人柄は、衆目の認めるところでございます。

公平委員会委員としまして適任であると認められますので、同意をお願いするものでございます。

また、本臨時会には、ただいまご説明を申し上げた3議案のほか、後程説明をさせていただきます承認案件10件を提出させていただいておりますので、これらにつきましてもご審議をいただき、それぞれ原案どおりご可決、ご同意、及びご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上で、私からの開会に当たってのご挨拶及び議案第42号から議案第44号までの提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

◎副議長（西村昌義議員）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

最初に、議案第42号の質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長（西村昌義議員）

異議なしと認め、議案第42号は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はなしです。なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りをいたします。議案第42号は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長（西村昌義議員）

異議なしと認め、議案第42号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第43号並びに議案第44号についてをお諮りをいたします。議案第43号並びに議案第44号は、人事案件でありますので、成規の手続を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長（西村昌義議員）

異議なしと認め、よって成規の手続を省略し、直ちに採決することに決しました。

初めに、議案第43号、美馬市教育委員会委員の任命についてを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長（西村昌義議員）

異議なしと認め、議案第43号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第44号、美馬市公平委員会委員の選任についてを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長（西村昌義議員）

異議なしと認め、よって議案第44号は原案のとおり同意することに決しました。

議事進行上、小休をいたします。

小休 午前10時26分

再開 午前10時33分

◎副議長（西村昌義議員）

小休前に引き続き会議を続行いたします。

先程、教育委員に同意されました三好亘さんよりご挨拶の申し出がござっておりますので、これを許可いたします。

(教育委員 三好 亘君 入場)

◎教育委員（三好 亘君）

ご紹介にあずかりました美馬市脇町の三好亘でございます。

本日は、教育委員の任命につきまして同意いただきまして、誠にありがとうございます。微力ではございますが、美馬市の教育の発展のために、精一杯頑張っていこうと思っておりますので、どうぞご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。

短くはございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

◎副議長（西村昌義議員）

ありがとうございました。三好亘さんは、退場を願います。

(教育委員 三好 亘君 退場)

◎副議長（西村昌義議員）

次に、日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（美馬市税条例等の一部改正について）から、承認第11号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度美馬市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）までの10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

◎政策監（企画総務部長）（加美一成君）

政策監。

◎副議長（西村昌義議員）

政策監、加美君。

[政策監（企画総務部長） 加美一成君 登壇]

◎政策監（企画総務部長）（加美一成君）

それでは、私のほうから、承認第2号から承認第4号までの3件についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書のほうをご用意いただきまして、3ページのほうをお願いいたします。

まず、承認第2号でございますが、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴いまして、去る3月31日に、美馬市税条例等の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の主な内容につきましては、議案書4ページから15ページに掲載をいたしておりますが、この中で主な改正点といたしましては、まず市民税の関係として、法人住民税に係る法人税割の税率を12.1%から3.7%引き下げ、8.4%としたこと。また、軽自動車税の関係として、自動車取得税が廃止をされた場合に、軽自動車税に新たに環境性能割が創設されることなどから、所要の改正を行ったものでございます。

16ページをお願いいたします。

承認第3号でございますが、この件につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の改正に伴いまして、去る3月31日に、美馬市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

この改正の内容は、17ページに掲載をいたしておりますが、まず保険税の課税限度額の見直しとして、基礎課税額に係る課税限度額を現行の52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の17万円から19万円に引き上げたもの。また、低所得者に係る保険税軽減の拡充を図るため、軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減の対象となる世帯については、現行の26万円から26万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯については、現行の47万円から48万円にそれぞれ引き上げを行ったものでございます。

以上が、専決処分といたしました税条例2件の主な内容でございます。

続きまして、承認第4号についてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、お手元の平成27年度美馬市補正予算書、こちらの予算書をご用意いただきまして、1ページをお開きをお願いいたします。

承認第4号については、平成27年度美馬市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

美馬市一般会計補正予算（第10号）でございますが、第1条の歳入歳出予算の補正のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,600万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ219億2,420万円としたものでございます。

第2条の地方債の補正については、各種事業の実績見込みによりまして、変更となります地方債の限度額の補正を行ったものでございます。

5ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、このページから11ページまでについては、歳入歳出補正額を款、項の区分ごとに掲載をしたものでございます。歳入につきましては、主に各種交付金の確定や事業の実績見込みによりまして、調整を行ったものでございまして、歳出につきましては、主に不用額の調整を行ったものでございます。

次に、12ページから14ページ、こちらのほうには第2表として、地方債補正を計上いたしております。平成27年度における地方債の限度額につきましては、14ページ最下段、計欄右側に記載のとおり、総額で29億2,710万円としたものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主な内容につきまして、まず歳入のほうからご説明をさせていただきます。予算書のほうは、17ページからでございます。

この中で、市税から19ページ上段の交通安全対策特別交付金までは、たばこ税の見込額、地方譲与税、地方交付税などの確定等に伴いまして、予算の調整を行ったものでございます。

次に、19ページ上段の分担金及び負担金から26ページ上段の県委託金までについては、各種事業の実績によりまして、それぞれ予算の調整を行ったものでございます。

26ページ中段からの財産収入につきましては、各種基金の利子、また市有林売払収入の実績などに伴い、調整を行ったものでございます。

27ページ上段の指定寄附金につきましては、ふるさと納税制度に伴う、まほろばサポーター寄附金として23万4,000円を追加計上したものでございます。

次に、繰入金でございますが、これにつきましては主に地方交付税等の歳入の増額や各種事業の実績見込みなどによりまして、減債基金の積み戻しを行うなど、調整を行ったものでございます。

次の諸収入については、説明欄記載のとおりでございます。

28ページからの市債につきましても、各種事業の実績見込みにより、調整を行ったものでございまして、29ページ中段の計欄のとおり、全体で9,070万円の減額補正したものでございます。

以上、簡単でございますが、歳入補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、30ページからの歳出予算についてご説明をさせていただきます。

議会費からとなっておりますが、この費目から70ページ上段の公債費まで、ほぼ全ての費目が各種事業の実績見込みにより不用額の調整を行ったものでございまして、内容につきましては説明欄記載のとおりでございます。

70ページの基金費のほうをごらんいただければと思います。基金費でございますが、特別交付税の増額や歳出不用額の調整、また平成27年度の収支決算等を見込んだ上で、財政調整基金や減債基金を始め、各種基金への積立金として、全体で5億9,969万3,000円を追加計上いたしております。

こうした積み立てを行いますことにより、平成27年度末の普通会計における積立基金残高は前年度末より6億8,930万円増ということで、全体で約91億1,000万円となる見込みでございます。

以上、専決処分といたしました平成27年度美馬市一般会計補正予算（第10号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎副議長（西村昌義議員）

保険福祉部長、平井君。

[保険福祉部長 平井佳史君 登壇]

◎保険福祉部長（平井佳史君）

引き続きまして、私のほうから、承認第5号から承認第7号までの3件につきまして、ご説明をさせていただきます。予算書の75ページをお願いいたします。

承認第5号は、平成27年度美馬市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成28年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

77ページをお願いいたします。

補正予算（第6号）は、第1条のとおり、事業勘定におきまして、歳入歳出予算の総額

から歳入歳出それぞれ2,123万9,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ43億2,941万8,000円としたものでございます。

また、直営診療施設勘定におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93万4,000円を減額し、補正後の予算の総額をそれぞれ1億2,566万5,000円としたものでございます。

まず事業勘定でございますが、86ページをお開きください。

歳入でございますが、10款国庫支出金の療養給付費等負担金から87ページ中段の20款療養給付費交付金まで、それぞれ国の負担金などが確定をしたことによりまして、調整を行ったものとなっております。

次の30款財産収入から88ページの40款諸収入、30項の雑入につきましても、実績による調整を行ったものでございます。

88ページの最下段、1目一般会計繰入金では、説明欄記載のとおり、各種事業の実績による繰入金の調整を図ったものでございます。

また、89ページ、2目の財政調整基金繰入金につきましては、取り崩し財源としておりましたものを、国や県からの財政調整交付金などの確定によりまして、5,000万円を減額し、基金への積み戻しを行ったものでございます。

次に、90ページからの歳出でございます。

90ページの一般管理費、賦課徴収費、運営協議会費、並びに91ページの趣旨普及費につきましては、それぞれの運営実績による減額と国・県の補助額の確定によりまして、財源充当を行ったものでございます。

下段の5款保険給付費、10項療養諸費から、92ページ最下段の保険給付費30項の出産育児諸費まで、年間の給付実績及び国・県の補助額の確定により、それぞれ調整を行ったものとなっております。説明欄記載のとおりでございます。

93ページの7款後期高齢者支援金から、中段の10款老人保健拠出金においても、年間の実績見込みによる減額調整となっております。

また、次の15款介護納付金では、介護納付金に係る財政調整交付金の補助額の確定による財源構成を行ったものでございます。

94ページをお願いいたします。

94ページ上段、25款保健事業費から、96ページ中段の35款諸支出金の基金費まで、ほぼ全ての項目におきまして、年間の事業実績によりそれぞれ調整を行ったものとなっております。説明欄の記載のとおりでございます。

また、次の96ページ、下から2段目の35款諸支出金、1目直営診療施設繰出金は、国の直営診療施設特別調整交付金の確定により決定された交付金を、直営診療施設勘定に繰り出しを行うものでございます。

また、最下段の99款予備費につきましては、予備費全額1,000万円を減額するものとなっております。

以上が、事業勘定でございます。

続きまして、直診勘定でございますが、この勘定では、木屋平・口山それぞれの診療所

などの運営会計でございます。

101ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1目の国民健康保険診療報酬から、中段の文書料まで、診療実績に応じまして、所要の調整を行ったものでございます。

下段の直営診療施設県補助金補正額70万2,000円は、地域医療再生計画事業費補助金の確定により、追加計上を行ったものでございます。

次に、102ページをお開きください。

上段の繰越金から下段の繰入金までは、説明欄記載のとおりでございます。

続いて、歳出でございます。103ページをごらんください。

施設管理費につきましては、説明欄にございますように、職員の給料や手当、共済費など、また医師派遣委託料などを減額するもので、不用額を調整したものでございます。

次の104ページ、医業費につきましては、医薬品購入費の減額など、説明欄記載の理由によるものでございます。

以上が、承認第5号、平成27年度美馬市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の内容でございます。

引き続きまして、予算書の109ページをお開きください。

承認第6号でございます。平成27年度美馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

111ページをお願いいたします。補正予算（第1号）は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,553万4,000円を減額し、補正後の総額を4億989万6,000円としたものでございます。

117ページをお願いいたします。

歳入でございますが、上段の後期高齢者の特別徴収並びに普通徴収の保険料につきまして、保険料の賦課徴収実績により調整を行ったもの。

また、中段の繰入金につきましては、医療費の確定などによりまして、保険基盤安定に係る繰入金を減額補正したものでございます。

最下段の繰越金から118ページの諸収入では、収入実績見込みによりまして、説明欄記載のとおり調整を行ったものでございます。

119ページをごらんください。

歳出予算でございますが、徴収費では事業実績による調整を行いました。

また、中段の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料などの確定により、広域連合への納付金を調整したものでございます。

下段の保険料還付金につきましては、財源構成をしたものでございます。

以上、承認第6号、平成27年度美馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。

引き続きまして、121ページをお願いいたします。

承認第7号でございますが、平成27年度美馬市介護保険特別会計補正予算（第5号）

につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、議会の承認を求めます。

123ページをお願いいたします。

補正予算（第5号）は、第1条のとおり、保険事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ6,140万7,000円を減額し、補正後の総額を36億5,840万3,000円としたものでございます。また、サービス事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ392万4,000円を減額し、補正後の総額を5,423万6,000円としたものでございます。

まず、保険事業勘定でございます。130ページをお願いいたします。

歳入でございますが、上段の第1号被保険者保険料につきましては、年間の収納実績によりまして調整を行ったものでございます。

次の5款使用料及び手数料から131ページ最下段の30款繰入金まで、それぞれ介護給付費や地域支援事業の実績に伴いまして、所要の調整を行ったものでございます。

続きまして、133ページをお願いいたします。

歳出予算でございますが、上段の一般管理費につきましては、職員の異動に伴います人件費等の調整。

また、中段の賦課徴収費から135ページ下段の包括的支援・任意事業費につきましては、事業の実績に伴いまして、所要の調整を行ったものでございます。

136ページ中段の14款基金積立金では、将来における保険給付費の財源確保のため、介護保険給付費準備基金への積立金を追加計上したものでございます。

下段の第1号被保険者保険料還付金につきましては、事業の実績に伴いまして、所要の調整を行ったものでございます。

続きまして、サービス事業勘定でございます。141ページをお願いいたします。

このページに歳入、また次の142ページに歳出を記載しておりますが、歳入歳出予算それぞれ介護予防支援事業の実績に応じまして、所要の調整を図ったものとなっております。

以上、承認第5号から承認第7号までの説明とさせていただきます。ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎市民環境部長（佐藤充生君）

議長、市民環境部長。

◎副議長（西村昌義議員）

市民環境部長、佐藤君。

[市民環境部長 佐藤充生君 登壇]

◎市民環境部長（佐藤充生君）

失礼をいたします。私のほうからは、承認第8号、第9号につきまして、順次ご説明を申し上げます。

補正予算書の147ページをお開きいただけたらと思います。

承認第8号は、平成27年度美馬市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を地方

自治法第179条第1項の規定によりまして3月31日に専決処分をいたしました。これを報告し、承認を求めるものでございます。

149ページをお開きいただけたらと思います。

この補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,257万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,360万5,000円とするものでございます。

それでは、補正内容につきまして、主なものについて、ご説明をいたします。少し飛びますけれども、156ページをお開きいただけたらと思います。

歳入予算でございますけれども、第1款分担金及び負担金、5款使用料及び手数料につきましては、実績に基づきまして、説明欄に記載のとおり、所要の補正を行ったものでございます。ただ、滞納繰越分115万5,000円につきましては、滞納金を徴収したことによる増額補正でございます。

20款繰入金は、一般会計からの繰入金を1,204万1,000円減額させていただき、25款繰越金は、300万円とさせていただきます。

35款市債につきましては、公共下水道事業債として220万円を減額させていただいております。

次に、歳出予算についてご説明をいたします。158ページをお開きいただけたらと思います。

1款総務費につきましては、790万2,000円の減額補正であります。

13節委託料でございますが、下水道事業の法適化基本方針策定業務等委託料につきましては、平成28年度から平成30年度までの3年間で実施することになりましたので、306万6,000円を減額させていただきました。

19節負担金補助及び交付金でございます。接続工事費助成費用といたしまして、200万円の減額をいたしております。これは公共污水枡への接続実績に基づき、減額をしたものでございます。

27節の公課費につきましては、消費税の納入計算方法を本則課税から簡易課税方式に切りかえたため、納税額の減額となっております。

次に、5款事業費でございますけれども、11節需用費から22節補償補填及び賠償金につきましては、事業費の確定に伴いまして、説明欄に記載のとおり、施設管理費といたしまして、405万3,000円の減額補正を行ったものでございます。

10款公債費につきましては、62万3,000円減額させていただきました。

以上で、承認第8号、専決処分の承認を求めることにつきましての説明とさせていただきます。

続きまして、承認第9号について説明をさせていただきます。予算書の161ページをお願いいたします。

承認第9号は、平成27年度美馬市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を地方自治法の規定によりまして3月31日に専決処分をいたしました。これを報告し、承認を求めるものでございます。

163ページをお願いいたします。

補正予算（第1号）は、歳入歳出の予算総額からそれぞれ875万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,610万円とするものでございます。

補正内容につきまして、主な内容についてご説明をいたします。170ページをお開きいただけたらと思います。

歳入予算でございます。1款分担金及び負担金、5款使用料及び手数料につきましては、実績に基づき、説明欄記載のとおり、所要の補正を行ったものでございますが、滞納繰越分102万4,000円につきましては、滞納金を徴収したことによります増額補正でございます。

15款の繰入金は、一般会計からの繰入金を384万1,000円といたしまして、30款市債につきましては、農業集落排水事業債として930万円を減額させていただきました。

次に、歳出予算につきまして説明をさせていただきます。172ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、1款総務費でございます。13節委託料につきましては、公共下水道事業と同様に、306万6,000円を減額させていただきました。

5款事業費、11節需用費、13節委託料、15節工事請負費につきましては、事業費の確定に伴いまして、説明欄の記載のとおり、施設管理費といたしまして550万6,000円の減額補正を行ったものでございます。

以上、承認第9号、専決処分の承認を求めることにつきましての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎水道部長（武田光男君）

議長、水道部長。

◎副議長（西村昌義議員）

水道部長、武田君。

[水道部長 武田光男君 登壇]

◎水道部長（武田光男君）

続きまして、私のほうからは、承認第10号についてご説明申し上げます。補正予算書の173ページをお開きください。

承認第10号、平成27年度美馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、報告し、議会の承認を求めます。

次に、175ページをお開きください。

専決処分をいたしました補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,209万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,980万1,000円としたものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主な内容につきまして、ご説明させていただきます。

182ページをお開きください。歳入の主なものについてご説明いたします。

最上段、1目負担金につきましては、85万3,000円の減額で、受託工事の減によるものでございます。

上段1目使用料では、59万円の増額で、実績に伴う増額でございます。

中段1目国庫補助金につきましては、149万6,000円の減額で、建設事業費の実績に伴い、国の補助金が確定したことによるものでございます。

下段1目繰越金では、107万3,000円の増額で、前年度繰越金の増額に伴うものでございます。

最下段1目繰入金につきましては、1,020万5,000円の減額で、実績に伴い一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

183ページをごらんください。

上段の1目簡易水道事業債の120万円の減額につきましては、建設事業の減に伴い、借入額を減額するものでございます。

続きまして、184ページをお開きください。歳出の主なものについてご説明申し上げます。

上段の1目総務管理費につきましては、200万4,000円の減額で、職員給与などの不用額を減額するものでございます。

下段2目業務管理費では、266万円の減額で、実績に伴い減額するものでございます。

185ページをごらんください。

上段の1目水道事業費では、296万6,000円の減額となり、これにつきましては動力費委託料などの減によるものでございます。

下段2目受託工事費につきましては、152万8,000円の減額で、施設修繕、受託工事などが減少したことによるものでございます。

186ページをお開きください。

上段の1目建設事業費では、283万2,000円の減額で、事業費の減によるものでございます。

以上で、承認第10号、専決処分承認を求めることにつきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎経済建設部長（奥村敏彦君）

議長、経済建設部長。

◎副議長（西村昌義議員）

経済建設部長、奥村君。

[経済建設部長 奥村敏彦君 登壇]

◎経済建設部長（奥村敏彦君）

引き続きまして、私からは、承認第11号についてご説明を申し上げます。補正予算書の189ページをお開き願います。

承認第11号は、平成27年度美馬市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定によりまして、3月31日に専決処分をいたしましたもので、

議会の承認を求めるものでございます。

次に、予算書の191ページをお開きください。

補正予算（第1号）は、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ50万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を750万1,000円とするものでございます。

補正内容についてご説明を申し上げます。197ページをお開き願います。

第1款事業収入でございます。これは売電収入でございます、実績によります50万円の増額となっております。

30款諸収入は預金利子でございます、1,000円の増となっております。

次に、歳出予算についてご説明を申し上げます。198ページをお開き願います。

第1款小水力発電事業費でございます。補正額は50万1,000円の増額補正となっており、内訳といたしましては、11節需用費15万円、13節委託料30万円、ともに実績に基づきます減額でございます。

28節繰出金は、この減額を行った45万円と歳入補正を行った50万1,000円を併せました95万1,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、承認第11号、専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

◎副議長（西村昌義議員）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ただいまのところ質疑の通告はありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております承認第2号から承認第11号までの10件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（西村昌義議員）

異議なしと認め、よって承認第2号から承認第11号までの10件については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承認第2号から承認第11号までの10件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（西村昌義議員）

異議なしと認め、よって承認第2号から承認第11号までの10件については、原案のとおり承認をされました。

次に、日程第6、発議第1号、美馬市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

◎7番（武田喜善議員）

議長、7番。

◎副議長（西村昌義議員）

7番、武田喜善君。

[7番 武田喜善議員 登壇]

◎7番（武田喜善議員）

議長のご指名がございましたので、ただいま、上程いただきました発議第1号、美馬市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

本発議は、地方自治法第109条第6項及び美馬市議会会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会発議として提出するものでございます。

このたびの改正は、美馬市行政組織条例及び美馬市行政組織規則の改正が4月1日から施行されたことに伴い、新たに地方創生推進総局が設置され、課として地方創生推進課が設けられたこと、及びプロジェクト推進総局内の第1課と第2課がプロジェクト推進課に統合されたことに伴い、美馬市議会常任委員会における所管について、一部改正を行うのであります。

総務常任委員会には、地方創生推進総局に属する事項を追加し、プロジェクト推進総局の内、複合施設等の整備に関する事項に改正を、産業常任委員会には、プロジェクト推進総局のうち、企業立地推進事業及び道の駅整備に関する事項と改正する内容となっております。詳細につきましては、議案書をごらんいただきたいと思います。

以上で、発議第1号について、提案理由の説明を終わります。ご審議いただき、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎副議長（西村昌義議員）

以上で説明は終わりました。

お諮りをいたします。ただいまの発議第1号の趣旨は簡明でありますので、よって成規の手續を省略し、直ちに採決を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（西村昌義議員）

異議なしと認め、よって直ちに採決を行います。

お諮りをいたします。発議第1号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（西村昌義議員）

異議なしと認め、よって発議第1号は原案のとおり可決をされました。

議事都合により、小休をいたします。

小休 午前11時17分

再開 午前11時29分

◎副議長（西村昌義議員）

小休前に引き続き、会議を開きます。

議長藤原英雄君の辞職願が提出をされております。副議長において、受理をいたしました。

お諮りをいたします。議長の辞職の件についてを日程に追加し、議題といたしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（西村昌義議員）

異議なしと認め、よって議長の辞職の件についてを日程に追加し、議題といたします。

事務局長に、辞職願の朗読をさせます。

◎議会事務局長（岡 建樹君）

事務局長。

◎副議長（西村昌義議員）

岡事務局長。

◎議会事務局長（岡 建樹君）

朗読させていただきます。

「平成28年5月16日。美馬市議会副議長 西村昌義殿。美馬市議会議長 藤原英雄。辞職願。今般、一身上の都合により、議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます」。

以上でございます。

◎副議長（西村昌義議員）

お諮りをいたします。藤原議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（西村昌義議員）

異議なしと認め、よって藤原英雄君の議長の辞職を許可することと決定をいたしました。議長の辞職は、許可されました。

よって、ただいま、議長が欠員となりましたので、お諮りをいたします。議長選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（西村昌義議員）

異議なしと認め、よって議長選挙についてを日程に追加し、これより議長の選挙を行うことを決定いたしました。

追加日程第2、これより議長選挙を行います。

選挙の方法は、投票か、指名推薦か、いずれかの方法でいたしたいと思っておりますが、いかがいたしましょうか。

（「指名推薦でよろしく願います」の声あり）

(「議長、投票でお願いします」の声あり)

◎副議長(西村昌義議員)

ただいま、指名推薦と、又、投票ということの発言がございました。
選挙は投票と決定をいたしました。
投票は単記無記名で、これより投票による議長選挙を行います。
議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

◎副議長(西村昌義議員)

ただいま、出席議員は19名でございます。
次に、立会人さんを指名いたします。
会議規則第31条第2項の規定により、立会人さんに、4番 田中義美君、7番 武田喜善君、8番 郷司千重紀君を指名いたします。
投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

◎副議長(西村昌義議員)

事務局より説明を求めます。

◎議会事務局長(岡 建樹君)

事務局長。

◎副議長(西村昌義議員)

事務局長。

◎議会事務局長(岡 建樹君)

失礼します。ただいま、お配りいたしました投票用紙の記入方法でございますが、美馬市議会投票用紙、議会印がしるされているほうではなく、その裏側に四角い枠の表示がございますが、その中に議長になる方の氏名のご記入をお願いいたします。

◎副議長(西村昌義議員)

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(西村昌義議員)

配付漏れなしと認め、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

◎副議長(西村昌義議員)

異常なしと認め、念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。同姓の方がおられますので、氏名を確実に記入してください。

事務局長より、同姓の場合の案分についてを説明させます。

◎議会事務局長(岡 建樹君)

事務局長。

◎副議長(西村昌義議員)

局長。

◎議会事務局長（岡 建樹君）

失礼します。同姓の場合の票の案分については、公職選挙法第68条の2に規定されておりますが、地方自治法ではこの規定を準用しておりませんので、議長選挙においては、通常の選挙のような取り扱いはできません。

この取り扱いの違いは、議長選挙の場合は立候補制を採らないため、同姓の場合、名字のみを記載した票については、公職選挙法第68条第1項第8号の「なんびとを記載したかを確認しがたいもの」として無効となりますので、ご注意ください。

同姓の方がおられますので、氏名を確実に記入してください。

それでは、お名前を申し上げたいと思います。

1番 藤野克彦議員さん、2番 浪越憲一議員さん、3番 都築正文議員さん、4番 田中義美議員さん、5番 中川重文議員さん、6番 林茂議員さん、7番 武田喜善議員さん、8番 郷司千亜紀議員さん、10番 井川英秋議員さん、12番 国見一議員さん、13番 久保田哲生議員さん、14番 片岡栄一議員さん、15番 原政義議員さん、16番 川西仁議員さん、17番 三宅共議員さん、18番 谷明美議員さん、19番 前田良平議員さん、20番 武田保幸議員さん、11番 西村昌義議員さん。

◎副議長（西村昌義議員）

投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（西村昌義議員）

投票漏れなしと認め、投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖の解除）

◎副議長（西村昌義議員）

これより開票を行います。

立会人さん、開票の立ち会いをお願い申し上げます。

（開票）

◎副議長（西村昌義議員）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票。うち、有効投票19票。無効投票ゼロ。

有効投票のうち、久保田哲生君16票、井川英秋君3票。

以上であります。

この選挙の法定得票数は4.75票でありますので、よって久保田哲生君が議長に当選をされました。

当選された久保田哲生君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、前議長の藤原英雄君から辞任の挨拶が提出されておりますので、事務局長に辞任の挨拶の朗読をさせます。

◎議会事務局長（岡 建樹君）

事務局長。

◎副議長（西村昌義議員）

局長。

◎議会事務局長（岡 建樹君）

朗読させていただきます。

「議長退任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。平成26年5月第6代美馬市議会議長の要職に就任して以来、皆様のご支援、ご協力をいただきながら、議長としての職責を果たすべく全力を注いでまいりました。しかし、不本意ながら今年に入り、体調不良により皆様方には大変ご迷惑をおかけしておりますことを、この場をお借りし、おわび申し上げます。現在、美馬市においては、様々な大型事業や地方創生の推進など、いろいろな課題が山積している中、牧田市長が退職されるという重大な事態が発生いたしました。新議長には、どうか執行部の皆様方と協力しながら、美馬市のさらなる発展のためにご尽力いただきたいと思っております。議長を退任いたしましても、議員として住民福祉を願う心は、皆様と同じでございますので、変わらぬご指導をお願いいたしまして、議長退任の挨拶いたします。2年間、どうもありがとうございました」。

以上でございます。

◎副議長（西村昌義議員）

ありがとうございました。

それでは、議長に選ばれました久保田哲生君からご挨拶を求めます。

久保田哲生君。

[13番 久保田哲生議員 登壇]

◎13番（久保田哲生議員）

それでは、一言、議長の職につきましたことに対しましてご挨拶を申し上げます。

ただいま、議長選挙におかれまして、皆様方の信任を受けて、議長職につきました。心から御礼申し上げます。

これから、今、皆様方が予想されたとおり、大変な時期を迎えております。今後、運営におきましては、当然皆様方の協力を得ながら進めてまいりたいと考えておりますけれども、今、おかれている不安、あるいは市民サービスの低下等々も考えられますけれども、どうか皆様方の協力を得ながら、今の議会の活動に推進してまいりたいと考えております。

また、今現在、牧田市政のもとで進められております大型プロジェクト事業等々、これもいろいろ残っておりますけれども、あるいはまたこれから予定されております事業に対しましても、皆様方の使役もしていきながら美馬市発展のために、ともにやっていきたいと考えております。

これから非常に大事な時期であろうかと思っておりますけれども、そういった面、議会、そしてまた行政一丸となって乗り越えていきたいと考えておりますので、今後ともどうぞ皆様方の協力、ご支援、ご鞭撻をいただきながら、美馬市発展のため、議会発展のために、誠心誠意務めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。（拍

手)

◎副議長（西村昌義議員）

ありがとうございました。

以上で、私の職務は終了いたしました。議員各位には、何かとご協力、感謝を申し上げます。議長と交代をいたします。（拍手）

（議長交代）

◎議長（久保田哲生議員）

それでは、早速でございますけれども、議長の職務を遂行させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ここで、議事の都合により昼食休憩いたします。午後1時から再開をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

小休 午前11時54分

再開 午後 1時00分

◎議長（久保田哲生議員）

小休前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、副議長西村昌義君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認めます。よって、副議長の辞職の件についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

西村昌義君の退場をお願いします。

（11番 西村昌義議員 退場）

◎議長（久保田哲生議員）

追加日程第3、副議長辞職の件についてを議題といたします。

事務局長に、辞職願を朗読させます。

岡事務局長。

◎議会事務局長（岡 建樹君）

失礼します。朗読をさせていただきます。

「平成28年5月16日。美馬市議会議長 久保田哲生殿。美馬市議会副議長 西村昌義。辞職願。今般、一身上の都合により、副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます」。

以上でございます。

◎議長（久保田哲生議員）

お諮りいたします。西村昌義君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認めます。よって、西村昌義君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

西村昌義君の入場をお願いします。

（11番 西村昌義議員 入場）

◎議長（久保田哲生議員）

副議長の辞職は、許可されました。

よって、ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認めます。よって、副議長選挙についてを日程に追加し、これより副議長の選挙を行うことに決定をいたしました。

追加日程第4、これより副議長選挙を行います。

選挙の方法は、投票か、指名推薦か、いずれかの方法にいたしたいと思いをいたします。いかがいたしましょうか。

（「選挙、投票」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

選挙、投票ということの発言がございましたので、選挙は投票と決定いたしました。

投票は単記無記名です。

これより投票による副議長選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

◎議長（久保田哲生議員）

ただいまの出席議員は19名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、1番 藤野克彦君、6番 林茂君、17番 三宅共君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

◎議長（久保田哲生議員）

事務局から説明をいたします。

◎議会事務局長（岡 建樹君）

事務局長。

◎議長（久保田哲生議員）

岡事務局長。

◎議会事務局長（岡 建樹君）

ただいま、お配りいたしました投票用紙の記入方法でございますが、美馬市議会投票用紙、議会印がしるされておるほうではなくて、その反対側に四角い枠の表示がございますが、その中に副議長になられる方の氏名のご記入をお願いいたします。

◎議長（久保田哲生議員）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

◎議長（久保田哲生議員）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。同姓の方については、氏名を確実にご記入ください。

案分についての取り扱いは、先程議長選と同様になります。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票願います。

◎議会事務局長（岡 建樹君）

事務局長。

◎議長（久保田哲生議員）

事務局長。

◎議会事務局長（岡 建樹君）

それでは、お名前を申し上げます。

1番 藤野克彦議員さん、2番 浪越憲一議員さん、3番 都築正文議員さん、4番 田中義美議員さん、5番 中川重文議員さん、6番 林茂議員さん、7番 武田喜善議員さん、8番 郷司千亜紀議員さん、10番 井川英秋議員さん、11番 西村昌義議員さん、12番 国見一議員さん、14番 片岡栄一議員さん、15番 原政義議員さん、16番 川西仁議員さん、17番 三宅共議員さん、18番 谷明美議員さん、19番 前田良平議員さん、20番 武田保幸議員さん、13番 久保田哲生議員さん。

◎議長（久保田哲生議員）

投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖の解除）

◎議長（久保田哲生議員）

これより開票を行います。

立会人さん、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

◎議長（久保田哲生議員）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票。うち、有効投票19票。無効投票ゼロです。

有効投票のうち、井川英秋君10票、谷明美君9票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4.75票であります。よって、井川英秋君が副議長に当選されました。

当選されました井川英秋君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、前副議長西村昌義君から辞任のご挨拶をいただきたいと思います。

◎11番（西村昌義議員）

11番。

◎議長（久保田哲生議員）

11番、西村昌義君。

◎11番（西村昌義議員）

新の議長から許可をいただきましたので、2年間、皆様のご協力のもと、一生懸命誠心誠意務めてまいりました。これも、ひとえに議員各位におかれましてのご理解、ご協力があったたまものと思っております。

今後は、新議長久保田哲生君のもと、また副議長井川君のもとに、一議員として美馬市行政のために一生懸命支えてまいりたいと思いますので、今後とも一議員となりましたけど、温かい気持ちで見守ってください。ありがとうございました。（拍手）

◎議長（久保田哲生議員）

ありがとうございました。

それでは、副議長に選ばれました井川英秋君からご挨拶をいただきたいと思います。

◎10番（井川英秋議員）

ただいまは、副議長に選任いただきまして、誠にありがとうございます。

我が市は、今、大変な時期でございます。そのような時に、私が副議長という役をいただきました。果たしてこなせるのか、今、胸中は本当に本当に私でいけるのかと、そのような自分ながらの心配をしておる次第でございます。しかし、副議長の職を精一杯全うすることを誓います。

我が市議会も10年たち、また我が美馬市も10年たち、そろそろ変革の、また変えていかないかん新しい変革の時期を迎えなくてはならないと思います。

私たち議会も必ずみんなとともに変えていかなくてはならない。その前に、私自身を変えるつもりでございますから、今後是非ともよろしくお願いを申し上げまして、議長とともに議長を支えて副議長職を全うするつもりでございますので、今後よろしくお願いを申

上げます。

今日は挨拶は考えてきておりませんので、もう頭の中、真っ白でございますが、是非とも今後ともよろしくお願ひ申し上げまして、挨拶といたします。(拍手)

◎議長（久保田哲生議員）

ありがとうございました。

議事の都合上、小休いたします。

小休 午後1時23分

再開 午後3時09分

◎議長（久保田哲生議員）

小休前に引き続き、会議を開きます。

美馬市議会常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元にご配付の委員会名簿のとおり選任をいたしましたので、報告をいたします。

なお、正副委員長につきましても、先程、小休中に開催されました委員会において、お手元にご配付の名簿のとおり、総務常任委員会委員長、中川重文君、副委員長に浪越憲一君、福祉文教常任委員会委員長に林茂君、副委員長に都築正文君、産業常任委員会委員長に藤野克彦君、副委員長に前田良平君、議会運営委員会委員長に川西仁君、副委員長に郷司千亜紀君がそれぞれ互選されました。

また、議会のあり方検討協議会規定第2条により、議長においてお手元にご配付の名簿のとおり、議会のあり方検討協議会の構成員を選任いたしましたので、報告いたします。

なお、正副会長につきましても、先程、小休中に開催されました協議会において、お手元にご配付の名簿のとおり、会長に林茂君、副会長に藤野克彦君が互選されましたので、報告いたします。

次に、お手元にご配付のとおり、議案第45号、美馬市監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りいたします。本案は、緊急を要する事件と認められますので、日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認めます。よって、美馬市監査委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

なお、本件につきましては、谷明美議員が地方自治法第117条の規定に該当し、除斥されますので、退場を求めます。

(18番 谷 明美議員 退場)

◎議長（久保田哲生議員）

追加日程第5、議案第45号、美馬市監査委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

◎市長職務代理者 副市長（栗栖昭雄君）

議長。

◎議長（久保田哲生議員）

栗栖市長職務代理者。

[市長職務代理者 副市長 栗栖昭雄君 登壇]

◎市長職務代理者 副市長（栗栖昭雄君）

ただいま、上程をいただきました議案第45号、美馬市監査委員の選任について、提案理由の説明をさせていただきます前に、一言お喜びを申し上げたいと存じます。

ただいま、久保田哲生議長、そして井川英秋副議長を始め、各委員会委員の選任が行われ、市議会の構成が滞りなく決定をされました。栄えある重責を担われます皆様方に心からお喜びを申し上げますとともに、これまでの豊富なご経験と卓越した手腕を十二分に発揮されまして、円滑な市議会運営と市政の発展にご尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、議案第45号、美馬市監査委員の選任につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案件は、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議員のうちから選任をする監査委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

選任の同意をお願いする者は、議案書のとおり、住所は美馬市穴吹町三島字舞中島1425番地3、氏名は谷明美氏でございまして、生年月日は昭和25年2月15日でございます。

谷氏は、長年にわたりまして、議会議員として豊富な経験を持たれ、また地方自治にも精通をしておられます。市行政全般に適切なお意見、ご助言がいただけるものと確信をいたしております。

監査委員といたしまして、まさに適任者であると考えますので、議会の同意を求めますのでございます。

原案どおりご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

◎議長（久保田哲生議員）

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。議案第45号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（久保田哲生議員）

異議なしと認め、議案第45号は、原案のとおり同意することに決しました。谷明美議員の入室を許可いたします。

(18番 谷 明美議員 入場)

◎議長(久保田哲生議員)

ただいま、監査委員に同意されました谷明美君より、ご挨拶があります。

◎18番(谷 明美議員)

議長、18番。

◎議長(久保田哲生議員)

18番、谷明美君。

[18番 谷 明美議員 登壇]

◎18番(谷 明美議員)

一言ご挨拶を申し上げます。

このたび監査委員という要職に就任させていただくことになりました。私、微力ではございますが、皆様方のご理解あるご支援をいただきながら、一生懸命務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎議長(久保田哲生議員)

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、栗栖市長職務代理者からご挨拶をいただきます。

◎市長職務代理者 副市長(栗栖昭雄君)

議長。

◎議長(久保田哲生議員)

栗栖市長職務代理者。

[市長職務代理者 副市長 栗栖昭雄君 登壇]

◎市長職務代理者 副市長(栗栖昭雄君)

平成28年第1回美馬市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し述べたいと思います。

議員各位におかれましては、本日は、大変お忙しい中、ご参集を賜り、また提出をさせていただきました全ての議案、承認案件につきまして、原案どおりご可決、ご同意、及びご承認をいただき、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

議会のご同意をいただき、本日をもって退職された牧田市長につきましては、平成17年3月に合併により誕生した美馬市の初代市長に就任をされ、約11年の間、美馬市政の発展にご尽力をされました。

特に、合併当時の美馬市の財政は、危機的な状況であったことから、聖域のない行財政改革と多様化する市民ニーズへの対応という極めて困難なかじ取り役を託され、ご苦勞が多かったことと拝察いたします。

牧田市長は、長年培ってこられた行政マンとしての豊富な知識や経験、そして卓越した政治手腕をいかんなく発揮され、破綻寸前であった本市の財政を見事に健全化に導かれました。

そして、「共創・協働」という、まちづくりの基本理念のもとで、本市の将来像である「四国のまほろば 美馬市」の実現に向けて各種の施策に取り組むとともに、長年の懸案

事項でございました美馬市の重要プロジェクトにつきましても、明確な方向性を示されました。

とりわけ、庁舎一元化事業、大塚製薬株式会社の工場誘致に係る事業、拝原最終処分場適正処理事業などの大型事業のほか、シニアパワーを活用する高齢者対策事業や、子ども・子育てに係る事業など、各種の施策につきましても、強いリーダーシップをもって、積極的かつ着実に取り組まれ、市政を牽引されてきたところでございます。

このたびの交通事故は、誠に残念ではございますが、事の重大性や今後の市政運営への影響を鑑み、退職を決意された訳であります。

一方、牧田氏のこれまでの市長としての業績は、多大なものがございまして、改めて敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

また、本日は、正副議長を始め、各委員会の委員及び正副委員長が決定され、美馬市議会として、新しい組織の構成がなされました。

本市といたしましては、今後とも、常に議会と連携を図りながら、市勢の発展と市民生活の向上のために、職員が一丸となりまして、市政の推進に当たってまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

これから梅雨の季節を迎えますが、議員の皆様方におかれましては、健康には十分ご留意をいただきまして、市勢の発展のため、ますますご活躍をされますよう、ご祈念を申し上げます。閉会に際しましてのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎議長（久保田哲生議員）

ありがとうございました。

以上をもちまして、平成28年第1回美馬市議会臨時会を閉会といたします。大変どうもお疲れさまでございました。

閉会 午後3時21分

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年5月16日

美馬市議会議長

美馬市議会副議長

会議録署名議員 4番

会議録署名議員 5番

会議録署名議員 6番